

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ		
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届 出区域の指定の一部の解除 (中丹東保健所)	843	○道路の位置の指定 (山城北土木事務所)	847
○道路の区域変更 (中丹西土木事務所)	844	○都市計画法に基づく工事完了 ( " )	"
○道路の供用開始 ( " )	"	公 安 委 員 会	
		○一般競争入札の実施	"
公 告		選挙管理委員会	
○農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援・担い手育成課)	"	○公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要 旨の一部修正	849
○保安林の指定解除の通知の公告 (丹後広域振興局)	845	労 働 委 員 会	
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (南丹広域振興局、丹後広域振興局)	"	○京都府労働委員会のあっせん員候補者の氏名等	"

## 告 示

### 京都府告示第494号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の規定により指定した区域の一部について、次のとおり指定を解除する。

平成29年 9 月 5 日

京都府知事 山 田 啓 二

告示番号	指定した区域	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項又は第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称	指定を解除する区域	講じられた汚染の除去等の措置
平成29年京都府告示第399号	綾部市青野町東馬場下22番1の一部及び23番1の一部 綾部市青野町西馬場下32番1の一部、33番1の一部、34番1の一部、35番1の一部、36番1の一部、37番1の一部、38番1の一部、39番1の一部、40番1の一部及び43番1の一部	テトラクロロエチレン、鉛及びその化合物、六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物	綾部市青野町東馬場下22番1の一部及び23番1の一部 綾部市青野町西馬場下32番1の一部、33番1の一部、34番1の一部、35番1の一部、36番1の一部及び37番1の一部	土壌汚染の除去

京都府告示第495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、平成29年9月5日から平成29年9月19日まで縦覧に供する。

平成29年 9 月 5 日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 舞鶴綾部福知山線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の員幅	延長	備考
福知山市大字私市小字サカイ86の4から 福知山市字川北小字三ツ石512の17（右）を経て 福知山市字川北小字三ツ石512の20まで	前	最小 12.5 最大 19.1	177.3	工事に伴う仮設道の設置
福知山市大字私市小字サカイ86の4から 福知山市字川北小字三ツ石512の17（右）を経て 福知山市字川北小字三ツ石512の20まで	後	最小 12.5 最大 19.1	177.3	
福知山市大字私市小字サカイ86の4から 福知山市字川北小字三ツ石512の17を経て 福知山市字川北小字三ツ石512の20まで		最小 7.7 最大 10.1	156.8	

- 4 縦覧場所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、平成29年9月5日から平成29年9月19日まで縦覧に供する。

平成29年 9 月 5 日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 舞鶴綾部福知山線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
福知山市大字私市小字サカイ86の4から 福知山市字川北小字三ツ石512の17を経て 福知山市字川北小字三ツ石512の20まで	平成29年 9 月 5 日

- 4 縦覧場所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請があったので、同機構から提出のあった当該申請に係る農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、同条第3項の規定により、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成29年 9 月 5 日

京都府知事 山 田 啓 二

1 農用地利用配分計画の概要

申請年度	申請番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
		氏名又は名称	住 所	
平成29年度	第49号	こと京都株式会社	京都市伏見区横大路下三栖里ノ内30	亀岡市本梅町中野流田 9 の 1
	第50号	奥澤 義嗣	亀岡市西別院町柚原西条69の3	〃 西別院町犬甘野岩ノ尻36
	第51号	株式会社すずめファーム	〃 馬路町堂ノ西 9 の 1	〃 馬路町越前108
	第52号	堤 博明	南丹市園部町仁江木畑91	南丹市園部町船岡新池上谷 1 の 1 ほか 4 筆

2 縦覧場所

京都府農林水産部経営支援・担い手育成課

3 縦覧期間

平成29年 9 月 5 日から平成29年 9 月19日まで

4 意見書の提出先

京都府農林水産部経営支援・担い手育成課



森林法（昭和26年法律第249号）第33条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定により通知をする相手方の所在が不分明のため、同法第189条の規定により、その通知の内容を京丹後市役所に掲示し、その要旨を次のとおり公告する。

平成29年 9 月 5 日

京都府知事 山 田 啓 二

1 通知の相手方の登記簿記載の住所及び氏名

熊野郡上佐濃村字佐野140番戸  
本田 安九郎

2 通知の要旨

- (1) 保安林の指定を解除したこと。
- (2) 保安林の指定の解除に係る保安林の所在場所、指定された目的及び指定の解除の理由については、平成29年京都府告示第453号による。



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第 3 条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のと

おり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

平成29年 9 月 5 日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
スズカ電工株式会社  
代表取締役 實藤 崇史  
大阪市中央区本町四丁目 8 番 1 号
- (2) 林地開発行為の目的  
事業場の設置（太陽光発電所）
- (3) 林地開発行為をしようとする区域  
亀岡市曾我部町法貴ジャ谷30番ほか（次の図のとおり）
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積  
16.4ヘクタール
- (5) 期間  
森林法（昭和26年法律第249号）第10条の 2 第 1 項の規定による許可の日から 1 年間
- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無  
有
- (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	亀岡市曾我部町法貴地内及び西別院町笑路地内の一部に存する道路（国道423号）（次の図のとおり）	場内の出入口にタイヤを洗う施設を設置する。
交通量の増加	〃	工事車両の出入口は、国道423号からとし、出入口付近に交通誘導員を配置する。
騒音の発生	開発区域の中心から半径300m以内の地域（次の図のとおり）	作業時間は、午前9時から午後5時までとするとともに、低騒音型の建設機械を使用する。
濁水の発生	亀岡市曾我部町法貴地内及び西別院町笑路地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内に沈砂池を設置し、工事中及び完成後もその沈砂池を経由させ、泥を沈下させてから場外に排水を行う。
河川水量の増加	〃	場内に調整池を設置し、場内の排水を調整池に集水し、流量を調整後に場外に排水する。土砂を定期的に除去し、調整池の容量を確保する。

(8) 縦覧場所

ア 京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり推進室

亀岡市荒塚町1丁目4の1

イ 京都府農林水産部森づくり推進課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

ウ スズカ電工株式会社営業本部

大阪市中央区北久宝寺町二丁目1番10号

(9) 縦覧期間

平成29年 9 月 5 日（火）から平成29年10月 4 日（水）まで

(10) 意見書の提出期間及び提出先

ア 提出期間

平成29年 9 月 5 日（火）から平成29年10月18日（水）まで

イ 提出先

〒621-0851 亀岡市荒塚町1丁目4の1

京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり推進室

〔次の図〕は、省略し、その図面を(8)の場所において縦覧に供する。）

2(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の

氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社SUGA

代表取締役 吉岡 正美

京丹後市弥栄町木橋845番地

(2) 林地開発行為の目的

土石の採掘（真砂土）

(3) 林地開発行為をしようとする区域

京丹後市丹後町成願寺小字堤谷10057番 6 ほか（次の図のとおり）

(4) 林地開発行為をしようとする区域の面積

5.3ヘクタール

(5) 期間

ア 林地開発行為を行う期間

平成30年 2 月 2 日から平成33年 2 月 1 日まで

イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間

平成 7 年 7 月 31 日から平成45年 7 月 31 日まで

(6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無

有

(7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	京丹後市丹後町成願寺地内の一部に存する道路（次の図のとおり）	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置する。 道路が汚損した場合は、補修及び清掃する。
交通量の増加	〃	場内出入口から国道482号内の通行については、徐行運転とする。 早朝、深夜及び通学時間帯（午前7時30分から午前8時まで及び午後4時から午後5時まで）の運行は行わない。
騒音の発生	開発区域の中心から半径200m以内の地域（次の図のとおり）	低騒音型の建設機械の使用で騒音の発生を抑える。 作業時間は、午前8時から午後4時までとする。
粉じんの発生	〃	防じんマットの設置及び散水によって粉じんの発生を抑える。
河川水量の増加	京丹後市丹後町成願寺地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内最下流部に調整池を設置し、場内の排水は、全て調整池に集水し、流量調整後に場外に排水する。

		土砂を定期的に除去し、調整池の容量を確保する。
濁水の発生	京丹後市丹後町成願寺地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	場内下部部に沈砂池を設置し、場内の排水は、全て沈砂池に集水し、泥を沈下させた後に場外に排水する。 沈下した土砂は、定期的に除去し、沈砂池の容量を確保する。

(8) 縦覧場所

- ア 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり推進室  
京丹後市峰山町丹波855番地
- イ 京都府農林水産部森づくり推進課  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- ウ 京丹後市農林水産部農林整備課  
京丹後市大宮町口大野226番地
- エ 有限会社SUGA  
京丹後市弥栄町木橋845番地

(9) 縦覧期間

平成29年 9 月 5 日(火)から平成29年10月 4 日(水)まで

(10) 意見書の提出期間及び提出先

- ア 提出期間  
平成29年 9 月 5 日(火)から平成29年10月18日(水)まで
- イ 提出先  
〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855番地  
京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり推進室

(「次の図」は、省略し、その図面を(8)の場所において縦覧に供する。)



建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

平成29年 9 月 5 日

京都府知事 山 田 啓 二

指定番号	指 定 年 月 日	所管土木事務所名	道路の位置	道路の延 長	道路の幅 員
山北第79号	平 29. 8. 23	京都府山城北土木事務所	八幡市橋本系ヶ上45の5、45の5の先	m 10.0	最小 6.4 最大 6.4



都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に關する工事が次のとおり完了した。

平成29年 9 月 5 日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
京田辺市大住平谷8の15の一部  
(関連区域)  
京田辺市大住平谷8の297の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
枚方市藤阪東町3丁目1の12  
柳川商事株式会社

公 安 委 員 会

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成29年 9 月 5 日

京都府警察本部長 緒 方 禎 己

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入物品の名称及び数量  
耐刃防護衣用外衣 327着
  - (2) 購入物品の特質等  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 納入期限  
平成30年 1 月31日(水)
  - (4) 納入場所  
京都府警察本部長が指定する場所
- 2 契約条項を示す場所等
  - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4  
京都府警察本部総務部会計課調度係  
電話075-451-9111 内線2253
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付  
ア 交付期間

<p>平成29年 9 月 5 日（火）から平成29年 9 月20日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）とする。</p> <p>イ 交付場所 （1）に同じ。</p> <p>ウ 交付方法 （ア）直接交付を受ける場合 交付期間中の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。 （イ）郵送により交付を受ける場合 交付場所宛てに返信用切手250円分を同封の上、申し込むこと。</p> <p>（3）入札説明会の日時及び場所 ア 日時 平成29年 9 月 7 日（木）午前11時から イ 場所 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4 京都府警察本部本館地下入札室</p> <p>3 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。</p> <p>（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>（2） 物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定める競争入札参加者の資格を有する者で、「警察用品」又は「繊維製品」に登録されているものであること。</p> <p>（3） 1の(1)の購入物品を納入期限までに確実に納入することができる者と認められる者であること。</p> <p>（4） 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。</p> <p>（5） 購入物品の検査を日本国内において行うことができ、契約担当者の検査に応じ、品質等を保証することができる者であること。</p> <p>（6） 購入物品の修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。</p> <p>4 入札参加資格の確認 入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。 なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>（1） 提出期間等 ア 提出期間 2の(2)のアに同じ。 イ 提出場所</p>	<p>2の(1)に同じ。</p> <p>ウ 提出方法 （ア）持参により提出する場合 提出期間中の午前 9 時から午後 5 時までの間に提出すること。 （イ）郵送により提出する場合 書留郵便で提出期間内に必着のこと。</p> <p>（2） 確認通知 入札参加資格の確認結果は、別途通知する。</p> <p>（3） その他 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。</p> <p>5 入札手続等 （1） 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成29年10月 2 日（月）午前11時 イ 場所 2の(3)のイに同じ。</p> <p>（2） 入札の方法 持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。</p> <p>（3） 入札書に記載する金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>（4） 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。 ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札 イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札 ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札 エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札</p> <p>（5） 落札者の決定方法 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>（6） 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>（7） 契約書作成の要否 要する。</p> <p>6 入札保証金</p>
---	---

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 その他

- (1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
(2) 詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会

京都府選挙管理委員会告示第52号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により提出された平成28年4月24日執行の衆議院京都府第3区選出議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書について、候補者大八木光子の出納責任者から訂正の報告があったので、公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表した告示（平成29年京都府選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のとおり修正する。

平成29年 9 月 5 日

京都府選挙管理委員会
委員長 梅原 勲

第3項の候補者氏名大八木光子第2回分中

「(氏名・団体名) (職業) (寄附額)
円を
一」
「(氏名・団体名) (職業) (寄附額)
円に、
幸福実現党京都府本部 531,792」
「 22,000 「 553,792
6,684,739 を 6,684,739 に改める。
6,706,739」 7,238,531」

京都府選挙管理委員会告示第53号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により提出された平成28年7月10日執行の参議院京都府選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書について、候補者大八木光子の出納責任者から訂正の報告があったので、公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表した告示（平成29年京都府選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のとおり修正する。

平成29年 9 月 5 日

京都府選挙管理委員会
委員長 梅原 勲

第3項の候補者氏名大八木光子第2回分中

「(氏名・団体名) (職業) (寄附額)
円を
一」
「(氏名・団体名) (職業) (寄附額)
円に、
幸福実現党京都府本部 291,762」
「 24,166 「 315,928
6,728,760 を 6,728,760 に改める。
6,752,926」 7,044,688」

労働委員会

京都府労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、京都府労働委員会のあっせん員候補者の氏名等を次のとおり公示する。

平成29年 9 月 5 日

京都府労働委員会
会長 笠井 正 俊

Table with 3 columns: 氏名, 関 歴, 委嘱年月日. Rows include 笠井 正 俊, 佐々木 利 廣, 青 木 苗 子, 土 田 道 夫, 藤 井 正 大.

松 枝 尚 哉	前京都府労働委員会会長代理	平成22年11月5日
橋 元 信 一	京都府労働委員会委員 日本労働組合総連合会京都府連合会会長	平成20年10月10日
西 央 人	京都府労働委員会委員 U A センセン京都府支部支部長	平成26年12月5日
山 本 敏 明	京都府労働委員会委員 電機連合京都地方協議会議長	平成24年12月14日
山 縣 哲 也	京都府労働委員会委員 全労連全国一般労働組合京都地方本部書記長	平成28年12月16日
穂 山 裕 次	京都府労働委員会委員 全日本運輸産業労働組合連合会京都府連合会執行委員長	平成28年12月16日
松 山 裕 二	三菱自動車工業労働組合京都支部書記長	平成28年12月16日
吉 岡 勝	前京都府労働委員会委員	平成20年10月10日
小 川 寛	前京都府労働委員会委員	平成24年11月30日
生 田 強 史	前京都府労働委員会委員	平成23年11月25日
安 藤 源 行	京都府労働委員会委員 株式会社オーランド代表取締役会長	平成18年9月22日
塩 尻 敬 子	京都府労働委員会委員 丸八生糸株式会社取締役	平成22年11月5日
石 津 友 啓	京都府労働委員会委員 京都経営者協会専務理事	平成27年10月9日
倉 垣 雅 英	京都府労働委員会委員 株式会社シーエス・ユアサ・コーポレーション取締役	平成28年12月16日
南 島 新	京都府労働委員会委員 株式会社 S C R E E N ホールディングス代表取締役専務取締役	平成28年12月16日
藤 城 亨	前京都府労働委員会委員	平成14年10月4日
明 致 親 吾	前京都府労働委員会委員	平成16年7月9日
野 栗 和 哉	前京都府労働委員会委員	平成26年12月5日
坂 本 修 司	京都府労働委員会事務局長	平成29年4月7日
下河邊 英 寿	京都府労働委員会事務局次長・総務調整課長事務取扱	平成29年4月7日
堀 口 智 史	京都府労働委員会事務局審査課長	平成28年4月8日